

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 4-31-3 新橋オーシャンビル8A

■ 上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算

Q 平成21年より上場株式の売却損と配当の損益を通算することが可能となりましたが、この制度が今年の平成22年からさらに便利になったと聞きました。株価の低迷により、評価損がかなり出ているのですが、この制度を少しでも有利に活用するにはどうすればよいのでしょうか？

解説

1. 概要

上場株式の**売却損と配当収入の相殺が可能**

今年から**特定口座内で計算が行われる**ので、自分で確定申告しなくても適用を受けられる。

ただし、この制度を受けるためには**一定の手続きが必要**。

2. 一定の手続き

証券会社に全て任せるためには下記のような手続きが必要です。

特定口座の開設

上場株式等受領委任契約の締結

配当等受入開始届出書等の提出 など

いずれにしても、書類の名前が異なる場合もありますので**証券会社に確認されることが大切**です。

3. 今後の対応

まずは、証券会社と相談し、必要な手続きをとる

今年(1月1日から12月31日まで)の**配当収入と源泉徴収税額を正確に把握**する

配当の源泉税額の還付を受けるために、**配当収入と同額の売却損を意図的に出す**など、株価の状況をみながら、今年の戦略を考える。

もったいないのは、思いっきり評価損を抱えているのに、配当の源泉税だけ取られてしまうこと。

【損益通算のイメージ】

1 配当 売却損の場合

✓配当 +20万円(源泉税 2万円)

✓売却損 △20万円

通算の結果 2万円の還付

2 配当 < 売却損の場合

✓配当 +20万円(源泉税 2万円)

✓売却損 △30万円

通算の結果 2万円の還付

要するに...

今までは、株を売って損がでて、**ただその損失を3年間繰り越せた**ただだが、昨年から、配当収入と相殺できるようになったことで、**少し税金が返ってくるかも**。今年から、**本人が申告しなくても証券会社で行ってくれるようになった**ので数段便利に。とはいえ、一定の手続きが必要なので、**お早めに証券会社と相談することが重要**。